

令和6年4月1日

教職員の皆様  
学生の皆様

日本大学文理学部  
(庶務課・学生課)

### 保健室における常備薬の廃止について

標記のことについて、本部の決定により、医薬品である市販の常備薬等は、全学的に設置を廃止いたしますので、お知らせいたします。

常用薬や、解熱鎮痛薬等の医薬品の使用が必要になると想定される場合は、医師や薬剤師の指導のもと、必ずご自身で準備していただきますようお願いいたします。

#### 記

- 1 廃止薬品  
解熱鎮痛薬や胃腸薬などの医薬品（第1類、第2類（指定第2類含む）、第3類）  
※内服薬
- 2 廃止時期  
令和6年4月1日
- 3 理由  
法令に基づき、また、副作用などの安全上の理由による。
- 4 根拠法律  
「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（通称「薬機法」）
- 5 備考  
応急手当に必要なもの（絆創膏、包帯、ガーゼ、体温計、湿布や塗り薬等）については労働安全衛生規則に基づき設置する。

以上